

2017年市議会2月通常会議 意見書（案）

- [意見書（案）第1号](#) 地域の実情に応じて運用できる民泊制度の確立を求める意見書
- [意見書（案）第2号](#) 指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書
- [意見書（案）第3号](#) 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書
- [意見書（案）第4号](#) 海洋ごみ対策の推進を求める意見書
- [意見書（案）第5号](#) 人権を侵害する共謀罪創設の中止を求める意見書
- [意見書（案）第6号](#) 南スーダンから自衛隊を撤退させることを求める意見書
- [意見書（案）第7号](#) 安全性が確認されるまで、米軍垂直離着陸輸送機MV-22 オスプレイの飛行禁止を求める意見書
- [意見書（案）第8号](#) 社会保障費削減の中止を求める意見書

地域の実情に応じて運用できる民泊制度の確立を求める意見書（案）

【公明提案】

核家族化と少子・高齢化により増加の一途をたどる空室・空き家への対策や、外国人旅行者等の急増による宿泊施設不足への対応等において、政府が検討を進めている既存住宅等を宿泊施設として活用できるようにする民泊制度の法制化は大変に有意義な取り組みであると考えます。

我が国の空室や空き家は2013年の時点で約820万戸、そのうち耐震性等があり駅から1km以内の利便性の高い賃貸用空室は約137万戸、空き家は約48万戸もあり、これらの利活用は地域の新たな活力を生み出す大きな力となり得る。

また、2012年に836万人だった訪日外国人旅行者数は、2016年にはその3倍の2,400万人を突破し、さらに政府は2020年の東京オリンピック・パラリンピックの年には4,000万人の目標を掲げる中で、外国人観光客の急増による宿泊施設の不足も懸念されている。

民泊の推進は、地域の遊休資産を有効に活用することによる地域経済の活性化や、管理が行き届いていない空き家等の適正な管理によるまちの環境改善への寄与が期待でき、地域の抱える課題解決に有効である。

一方で、日本とは全く異なった文化や環境の中で育った外国人旅行者が地域で住宅等を利用する際には、地域住民と旅行者の間での気配りと協力による、互いの安全と安心の確立のためのきめ細かい対応も求められる。

これらのことから、政府が民泊を推進する際は、国内外の旅行者等の受け入れによる観光振興と地域社会の健全な発展の両立を図るために、さまざまな課題への対応を総合的に進めながら、この事業を地域において持続可能なものとしなければならない。

よって、国及び政府においては、民泊制度の法制化に当たり、宿泊施設として必要な安全性等を確保するとともに、地域住民と旅行者の安全と安心の確立並びに地域の実情に合わせて将来にわたり豊かで住みよい地域の実現に寄与するよう、下記の事項について特段の配慮を求める。

記

1. 国の法令に基づき、地域住民と旅行者が安全に安心して民泊制度を運用することが可能となるよう、国が責任を持って必要な基準を定めること。
2. 民泊の運営に関する実態の把握や、さまざまなトラブルに迅速かつ適切に対処する体制を国の責任において整備すること。
3. 地域の実情に応じた適切な民泊の運営のため、自治体が条例の制定等により地域独自のルール等の構築が可能となるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書（案）

【公明提案】

指定給水装置工事事業者制度は、平成 8 年の水道法改正以来、全国一律の指定基準をもって運用されてきた。

しかし、平成 25 年度末の厚生労働省のアンケート調査によれば、所在不明な指定工事事業者は約 3,000 事業者、違反行為件数は年間 1,740 件、苦情件数は年間 4,864 件に上るなど、トラブルが多発している実態が明らかになった。

その背景にあるのは、新規の指定についてのみ定め、有効期間を設けていない現行制度の問題点である。

現行制度では、新規に指定を受ける際の技術力が担保できても、それ以降の技術力・実績などの実態把握が困難であり、結果として、技術力のない事業者の工事を防ぐことができない。

よって、国及び政府においては、不適格事業者の排除及び水道利用者への継続的なメンテナンスを保証するため、建設業許可と同様に指定給水装置工事事業者制度を更新制とすることを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書（案）

【公明提案】

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、通信環境の整備、とりわけ無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備は喫緊の課題となっている。

2014年度に観光庁が行った「平成26年度訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関する現状調査結果」によると、旅行中最も困ったこととして、無料公衆無線LAN環境が30.2%と最も高く、特に公共施設や観光施設におけるWi-Fi環境の普及や利用手続きの簡便性の面での課題が指摘されており、インバウンドのさらなる増加のためには、国を挙げて早急に充実に取り組みなければならない。

また、Wi-Fi環境の整備は防災の観点からも早急に取り組むべきである。災害時においては、電話回線はアクセスの集中により利用できなくなることが想定されるが、これを補完するものとしてWi-Fiによる通信は有効であり、近年、大規模災害が多発する我が国にとって、災害対策として不可欠である。

こうした状況を踏まえて、政府は、2020年までに約3万カ所のWi-Fi環境の整備を目指しており、また空港や駅・鉄道、宿泊施設など多くの人が入り出る場所には、民間での設置を働きかけているところであるが、Wi-Fi環境の整備に向け、国はさらなる支援策を講ずるべきである。

よって、国及び政府においては、以下の項目について取り組むよう強く要望する。

記

1. 鉄道・バス等の公共交通機関やホテル・旅館等の宿泊施設などの民間施設に対するWi-Fi整備支援事業を一層拡充すること。
2. 日本遺産・国立公園等の観光拠点や観光案内所におけるWi-Fi環境の整備を一層促進し、観光地の機能向上や利便性向上を図ること。
3. 防災の観点から、避難所や避難場所となる学校・市民センター・公民館等の防災拠点や、博物館・自然公園等の被災場所として想定される公的拠点へのWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体に対して、財政的支援措置を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

海洋ごみ対策の推進を求める意見書（案）

【公明提案】

2015年のG7エルマウ・サミットにおいて、プラスチックごみによる海洋汚染問題が取り上げられたことにより、海洋ごみ対策が世界的課題として初めて認識されて以降、2016年のG7伊勢志摩サミットにおいても海洋ごみの発生抑制及び削減に向けて対処することが確認されるなど、今や海洋ごみの問題は国際社会が協調して取り組むべき課題となっている。

我が国においては、近年、全国各地で台風などの自然災害が頻発し、氾濫した河川からの流木によって、漁業被害のほか海岸に漂着した大量の流木処理に多大な時間を要する事態が発生している。これは、海岸保全区域外での漂着物対策として「地域グリーンニューディール基金」を利用できたものが、現在では「海岸漂着物等地域対策推進事業」しか利用できず、しかもこの事業は災害対応を想定したものではないため、海洋ごみである流木の処理に係る地方自治体の負担が重いことに起因する。

また、海洋ごみは災害関連のものだけではなく、海洋ごみの約7割を占めると指摘されている河川由来のごみ処理及びその発生源対策も河川管理者である地方自治体の財政負担となるほか、海洋ごみは国内外を問わず多様な地域由来のものが混在しており、地方自治体にとっては、自ら発生源対策を行ったとしても問題解決につながらない状況にある。

よって、国及び政府においては、海洋ごみの処理の推進及び発生抑制並びに削減に向けて下記事項に取り組むよう求めるものである。

記

1. 地方自治体が漂流・漂着ごみの回収・処理を機動的に実施できるよう、国による新たな財源措置を講じること。
2. 海洋ごみの主要な発生源となっている河川について、国管理河川以外の河川管理者である地方自治体の厳しい財政状況を考慮し、国による新たな発生源対策を進めること。
3. 海洋プラスチックごみについて、国際社会と連携してその発生抑制及び削減に努めるとともに、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの量・分布等の実態把握調査をさらに推進し、国民生活への影響を回避するための研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

人権を侵害する共謀罪創設の中止を求める意見書（案）

【共産党提案】

安倍政権がテロ対策の名目で共謀罪を新設するために国会に提出しようとしているのは、組織犯罪処罰法改定案である。これは自民政権がこれまで3度国会に提出し、そのたびに人権侵害との国民の批判を浴びて廃案になってきた。

安倍総理大臣はテロ対策のためであり、一般の人が対象になることはないと繰り返しているが、衆議院予算委員会の審議において、政府側はテロ組織の定義すらまともに説明できない状態であった。

政府は、処罰対象は組織的犯罪者集団に限ると説明し、その集団は、テロ組織、暴力団、薬物密売組織と例示している。しかし、国会質問の答弁で金田法務大臣は、それ以外のものも含まれる場合があるとした上で、何が共謀罪にあたるか判断するのは捜査機関と述べている。そして、安倍総理大臣も組織的犯罪集団の法定上の定義はないと認めている。

これは事実上、警察などに判断を委ねるというものであり、いくら労働組合や市民団体、民間企業が対象にならないよう法文上明確にするといっても、歯止めになる保証はない。

警察はこれまでも、原発反対の幅広い市民運動などを監視対象にして情報収集を繰り返してきた。金田法務大臣は共謀罪をめぐる捜査の中で、電話やメールなどの盗聴を可能にした犯罪捜査のための通信傍受に関する法律を使うことを将来的に検討することも認めている。共謀罪の創設によって犯罪に関係のない国民の人権やプライバシーが侵される監視社会への道が一層強まることは否定できない。

そもそも、テロ対策という口実も崩れている。政府は、東京五輪の開催を理由に国際組織犯罪防止条約の批准が不可欠であるとして法案の必要性を主張するが、当該条約はテロ対策が目的ではない。日本は既にテロ防止のための13の国際条約を締結し、57の重大犯罪について、未遂より前の段階で処罰できる国内法もあることから、共謀罪の新設をしなくても批准が可能であり、100名を超える刑法研究者がこの事実を指摘し、法案に反対する声明を出すなど批判が大きく広がっている。

東京五輪の開催を理由に、国民を欺き、思想・内心を取り締まる違憲の法律を成立させようというのは、極めて悪質であると言わざるを得ない。

よって、国及び政府においては、国民の思想・信条、内心の自由を踏みにじる人権侵害の共謀罪の創設を中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

南スーダンから自衛隊を撤退させることを求める意見書（案）

【共産党提案】

防衛省が、南スーダンPKO（国連平和維持活動）の陸上自衛隊部隊が2016年7月の首都ジュバでの大規模戦闘の状況を記録した日報などの文書を公表した。同文書は、廃棄を理由に、2016年12月には情報公開を不開示にしていたものである。

公表された陸自部隊の日報などの文書は、多くが黒塗りで隠されているが、文書中では戦車射撃を含む激しい銃撃戦、戦車や迫撃砲を使用した激しい戦闘など「激しい戦闘」といった表現で情勢悪化の深刻さを報告している。また日報では、事態が悪化した場合には、ジュバでの衝突激化に伴う国連活動の停止やジュバ市内での大量の国内避難民の発生も予想している。

このように深刻な内戦について、政府が戦闘ではなく「発砲事案」や「衝突」だと、ごまかしてきた責任は極めて重大である。稲田朋美防衛大臣は、日報の戦闘という表現は「法的な意味の戦闘行為ではない」「憲法第9条上の問題になる言葉は使うべきではない」と居直っているが到底通用するものではない。

PKO法は、自衛隊が憲法違反の武力行使を避けるためとして、武力紛争停止の紛争当事者間の合意など参加5原則を定めている。PKO法に武力紛争の定義はないが、政府は国家または国家に準ずる組織（国準）の間の戦闘行為と非常に狭く解釈している。南スーダンの前副大統領派は「国準」には当たらないとし、いくら大規模な戦闘が起きても戦闘（行為）とは決して言わない。派兵ありきの余りに独善的な解釈である。

また、南スーダン情勢に関する一連の国連報告書は、政府軍がPKO部隊に対し、移動妨害や要員の拘束、襲撃など敵対的行為を組織的、継続的に行っていることを示している。

こうした状況下で駆け付け警護の新任務を付与された陸自部隊が政府軍に武器を使用すれば、日本政府の解釈でも違憲の武力行使となることから、これを認めることはできない。

よって、国及び政府においては、自衛隊の新任務付与を直ちに撤回し、南スーダンから自衛隊を撤退させ、日本の貢献を非軍事の民生・人道支援に切り替えることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

安全性が確認されるまで、米軍垂直離着陸輸送機MV-22 オスプレイの飛行禁止を求める意見書（案）

【共産党提案】

米海兵隊の垂直離着陸輸送機MV-22 オスプレイが、2016年12月13日に沖縄県名護市の海岸近くの浅瀬に墜落した。今回の事故は、現場の状況からすればオスプレイが墜落・大破したことは一目瞭然である。ところが、米軍沖縄地域調整官は、事故翌日の12月14日には、今回の事故は空中給油訓練中に事故機のプロペラが乱気流で給油ホースに接触して破損し飛行が不安定になったため起きたなどと早々に結論づけ、機体には問題はないと強調した。日本政府は米軍の特権を保障する日米地位協定の壁に阻まれ原因究明の蚊帳の外に置かれ、独自の情報を持つどころか、米側の説明を全て鵜呑みにして理解を示し、米軍の主張をオウム返しするだけで、無責任の極みである。

しかし米軍は、機体の残骸がまだ海面に残る事故からわずか6日後にオスプレイの飛行を再開し、2017年1月6日には空中給油訓練も再開した。事故の調査や説明が十分になされないまま飛行及び訓練を再開したことは、まず第一に事故原因の究明や安全性の確認をすべきという沖縄県民や国民の怒りや不安を無視した対応である。

事故を起こした同日には、オスプレイの別の機体が米軍普天間飛行場に着陸する際、脚部の故障で胴体着陸する事故も発生しており、また、オスプレイは、2015年5月にはハワイで着陸に失敗し、搭乗していた隊員2名が死亡するなど、これまでも多数の重大事故を起こしている。

今後、オスプレイ配備や訓練は全国展開が予定されており、この不安は沖縄だけのものではない。2013年10月16日に高島市の饗庭野演習場で行われた、米海兵隊の垂直離着陸輸送機MV-22 オスプレイが参加する国内初の日米共同訓練は、台風26号の影響による強風と大雨の中での強行であった。オスプレイ2機は、市街地上空を避けて飛ぶよう求める地元の意向を無視し、高島市役所上空など市街地上空を通過してヘリモードで南東側から演習場に進入する様子が市民により目撃されている。訓練中も、演習場から南に2キロメートルほど離れた高島市安曇川町上空を場外飛行していたことも目撃されていることから、自衛隊駐屯地を抱える大津市民の不安も例外ではなく、ひとたび墜落等の事故が起これば、多くの市民の生命及び財産を犠牲にする大惨事につながりかねない。

よって、国及び政府においては、国民の生命と財産を守る立場から、安全性が確認されるまで、米軍垂直離着陸輸送機MV-22 オスプレイの飛行を行わないことを米軍に対して求めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

社会保障費削減の中止を求める意見書（案）

【共産党提案】

安倍政権は、社会保障費の伸びの一律カットの削減路線をさらに強化しようと、1,400億円の自然増削減を盛り込んだ2017年度予算案と一体で決めた経済・財政再生計画改革工程表改定版を示した。既に決まった削減計画の着実な実行を求めるとともに、2017年度予算案に盛り込めなかった負担増・給付減の早期実現を迫る内容となっている。

医療分野では75歳以上の後期高齢者医療制度の保険料アップ、70歳以上の高額療養費の負担上限引き上げ、療養病床に入院する65歳以上の患者の光熱水費の負担増のほか、介護保険分野では、一定の所得以上の人の利用料を3割負担にするなどの法案が今国会に提出されようとしている。

それに加えてさらなる負担などを求めようとするのが、昨年末に決められた工程表改定版である。国民から異論が強く、今回の改悪を見送った軽度者の生活援助サービスの介護保険外しや、かかりつけ医以外を受診した場合の窓口負担上乘せなどの検討の促進が盛り込まれている。負担が増える一方、いざというとき病院を受診できず、介護サービスを受けられないなど、事態をさらに深刻化させる工程表改定版は、暮らしの現実を無視したものである。

社会保障費の自然増は、人口の高齢化や医療技術の進歩などによって、一定の増加が避けられない費用であるにもかかわらず、自公政権は社会保障費を財政再建の邪魔者扱いして、機械的にカットする削減路線を実行し、2000年代には医療、介護、年金、生活保護などの各分野で国民の暮らしの危機を引き起こしてきた。乱暴な削減路線に国民の批判が集中し、自公政権もその問題点を認めざるを得ない事態になったものの、安倍政権は反省もなく自然増削減路線を復活させている。

2015年に閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針では、自然増を年5,000億円程度に抑制する方針を打ち出し、その中には社会保障費の増加を抑えることが、経済成長に寄与するとまで明記した。これは国民の暮らしと権利を支える社会保障本来の役割を事実上無視した議論である。自公政権による自然増削減額は2002年から2009年度、2013年から2017年度で計3兆3千億円にのぼる。これに対し、大企業を中心にした法人税減税額は第2次安倍政権だけで4兆円に達する。

財政健全化を口実に、社会保障費を削減しながら大企業を優遇するような税の使い方、集め方を改め、社会保障本来の機能を回復させることが急務である。

よって、国及び政府においては、国民の暮らしに鑑み社会保障費削減の推進を中止することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。